

白井市にぎわいづくり支援事業実施要項

制定 令和4年1月1日

第1 目的

この要項は、市民又は市民団体が行うイベント及びまちの話題の情報を発信する事業に関し必要な事項を定めることにより、市民等の力を活かしたにぎわい・交流づくりを支援し、地域の活性化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有している者をいう。
- (2) 市民団体 市にゆかりのある団体をいう。
- (3) 事業者等 市にゆかりのある店舗、企業、事業者をいう。

第3 情報発信の対象

1 情報発信の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) イベント 市民又は市民団体が市内で行うイベント
- (2) まちの話題 市内に在住、在学若しくは在勤している個人、市民団体又は事業者等に関する話題

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められるものについては、支援の対象としない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの
- (3) 第三者への誹謗中傷
- (4) 第三者に不利益を与えるおそれがあるもの
- (5) 犯罪行為に結びつくおそれがあるもの
- (6) 法令等に反すると判断されるもの

- (7) 市の行政運営の実態と反し、利用者に誤解を与えるおそれがあるもの
- (8) その他情報発信をすることが適当でないと認められるもの

第4 情報発信の依頼

情報発信を希望する者（以下「申請者」という。）は、情報発信を希望する日の2週間前の日（その日が白井市の休日を定める条例（平成元年条例第19号）第1条第1項に規定する休日である場合にあっては、その日後において最も近い休日でない日）までに、イベント・まちの話題情報発信依頼書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

第5 具体的な情報発信の方法等

市長は、申請者からイベント・まちの話題情報発信依頼書の提出があった場合には、必要に応じて取材等を行い、地域情報サイト「しろいまっち」により情報発信を支援する。ただし、内容に応じて次に掲げる情報発信ツールを活用した支援を行うものとする。

- (1) 広報しろい
- (2) 市ホームページ
- (3) メール配信サービス
- (4) 各種 SNS

イベント・まちの話題情報発信依頼書

申請者

団体・事業者名

氏名

住所

連絡先

イベント、まちの話題の情報発信を次のとおり依頼します。

記

【イベント】

イベント名称	
イベント日時	
開催場所	
イベントの内容	
掲載希望日	有り（ 年 月 日頃） 無し

【まちの話題】

取材対象者	対象確認	<input type="checkbox"/> 個人（ <input type="checkbox"/> 在住 <input type="checkbox"/> 在学 <input type="checkbox"/> 在勤） <input type="checkbox"/> 市民団体 <input type="checkbox"/> 事業者等
	氏名等	
	連絡先	
	メール	
まちの話題の内容		
掲載希望日		有り（ 年 月 日頃） 無し

【注意事項】

※ 市では、情報集約・発信支援事業として、イベント、まちの話題などの取材や地域情報サイト「しろいまっち」の管理運営を事業者に委託しています。依頼いただきました情報発信の支援を行うためには、以下に同意をいただく必要があります。

私は、イベント、まちの話題情報発信の依頼に当たり、上記に記載した情報を市の委託業者に提供することについて同意します。

署名